**平成２４年（フ）第３８号**
福岡県大川市大字榎津926番地１
債務者　井上　　貴
１　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２４年（フ）第１９７号**
大分市上野丘西９番１号　加藤アパート301
債務者　小野　瑞樹
１　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第１５５号**
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄6947番地
債務者　大内　康司
１　決定年月日時　平成24年６月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第６９号**
青森市浪岡大字長沼字北藤巻７番地１
債務者　西村武一郎
１　決定年月日時　平成24年６月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２４年（フ）第６６号**
宮城県大崎市古川李埣字東田303番地１　東田ハイツ102号
債務者　大友　浩明
１　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２４年（フ）第７５号**
宮城県加美郡加美町四日市場字荒井26番地、従前の住所岩手県北上市大通り３丁目10番９号
債務者　吉岡　正弘
１　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２４年（フ）第７６号**
宮城県加美郡加美町四日市場字荒井26番地、従前の住所岩手県北上市大通り３丁目10番９号
債務者　吉岡つよ子
１　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２４年（フ）第６号**
秋田県由利本荘市石脇字田尻28―12　グループホームとまり木荘101号室、住民票上の住所秋田県由利本荘市大鍬町296番地
債務者　畠山　和枝
１　決定年月日時　平成24年６月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２４年（フ）第２０号**
秋田県由利本荘市岩城二古字横砂子28番地38
債務者　佐々木　崇
１　決定年月日時　平成24年６月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２４年（フ）第２１号**
秋田県由利本荘市岩城二古字横砂子28番地38
債務者　佐々木美保子
１　決定年月日時　平成24年６月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２４年（フ）第２３号**
秋田県にかほ市院内字下横根74番地１　市営住宅さくらＡ―203号
債務者　櫻山　雄一
１　決定年月日時　平成24年６月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２４年（フ）第２４号**
秋田県にかほ市院内字下横根74番地１　市営住宅さくらＡ―203号
債務者　櫻山さゆり（旧姓尾留川）
１　決定年月日時　平成24年６月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２４年（フ）第６３号**
茨城県牛久市さくら台２丁目３番地20
債務者　丸山　照子
１　決定年月日時　平成24年６月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２４年（フ）第６６号**
茨城県守谷市松ケ丘２丁目６番地２　グリーンハイツ205
債務者　菅原美恵子
１　決定年月日時　平成24年６月22日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２４年（フ）第６８号**
茨城県取手市押切156番地　ソシヤ藤代101
債務者　田邊　英樹
１　決定年月日時　平成24年６月22日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２４年（フ）第７０号**
茨城県牛久市南１丁目６番地４　サンライズビワ203
債務者　山口　　明
１　決定年月日時　平成24年６月22日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２４年（フ）第７４号**
茨城県取手市台宿２丁目19番21―109号
債務者　鈴木　勝広
１　決定年月日時　平成24年６月22日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係